

令和二年十二月四日受領
答弁 第二二八号

内閣衆質二〇三第二八号

令和二年十二月四日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出租税特別措置等に係る政策評価の活用状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出租税特別措置等に係る政策評価の活用状況に関する質問に対する答弁書

一について

総務省行政評価局による租税特別措置等に係る政策評価の点検については、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性について点検を実施する取組であり、個々の租税特別措置等の改正、廃止等の指摘を行う取組ではないことから、お尋ねの租税特別措置等が「改正、廃止等変更がなされたか」の「追跡調査」をしていない。なお、過去に政策評価の点検を行った租税特別措置等に係る政策評価の点検に当たっては、過去の点検で指摘した内容を踏まえた分析・説明が行われているかを含めて確認しているところである。

二について

税制改正に当たっては、毎年、政府及び与党において、税制調査会における審議等所要の検討を行った上で、最終的には、国会審議を経て決定されているところであり、また、一についてでお答えしたとおり、総務省行政評価局による租税特別措置等に係る政策評価の点検は個々の租税特別措置等の改正、廃止等の指摘を行う取組ではないことから、お尋ねの「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果に基づいた」改

廃について、お答えすることは困難である。